

2018 年 8 月 3 日

(株)東京環境測定センターニュース

(No. 205)

1. 特定化学物質に関する今後の法令改正動向

2018 年 (H30) 8 月現在の労働安全衛生法及び関連法令における化学物質の法規制の動向です。

マンガンが最新の ACGIH のばく露限界 (TLV) 及び日本産業衛生学会の許容濃度を反映し、より厳しい管理濃度に改定される見込みです。

ACGIH のばく露限界 (TLV) 及び日本産業衛生学会の許容濃度では吸引性粉じん及び吸入性粉じんとしてそれぞれ濃度が規定されていますが、管理濃度としては鉱物性粉じん同様の吸入性のマンガンについて規定される方向です。したがって、比較的粗大な粒子としてマンガンが拡散しているような作業場では従来よりも見かけ上緩くなるかもしれません。

ただし、管理濃度自体は 0.02 ないし $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ と現行の $1/4\sim 1/10$ 程度まで厳しくなります。また、吸引性の比較的粗大なマンガン粒子については決して健康上のリスクとならないわけではないので、これまで以上に管理を適切にしていく必要があります。

今後、時期は未定ですが、厚生労働省が具体的な健康障害防止措置案を取りまとめ、ついで特化則の改正内容が示されることとなります。

御質問、問合せは、技術グループ 課長 坂井 TEL03(3895)1924 までお願いします。